

八丈島火山防災協議会規約（改正案）

（目的）

第1条 八丈島火山防災協議会（以下「協議会」という。）は、活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号。以下「法」という。）第4条第1項の規定に基づき、八丈島において想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制を整備するため、東京都及び八丈町が共同で設置する。

（所掌事務）

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号について協議等を行う。

- （1）警戒避難体制の整備に関すること。
- （2）避難施設の整備等に関すること。
- （3）防災訓練の実施に関すること。
- （4）避難勧告・指示、警戒区域の設定等に関する検討及び八丈町への助言に関すること。
- （5）法第5条第2項の規定に基づく東京都防災会議からの意見聴取に関すること。
- （6）法第6条第3項の規定に基づく八丈町防災会議からの意見聴取に関すること。
- （7）その他必要と認められること。

（協議会）

第3条 協議会は、別表1に掲げる者をもって構成する。

- 2 協議会に会長及び副会長を置く。
- 3 会長は、東京都知事をもって充てる。
- 4 会長は協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、八丈町長をもって充てる。
- 6 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。
- 7 協議会は会長が必要に応じ招集し、議事は会長が主宰する。
- 8 会長は、必要があると認めるときは、別表1に掲げる者以外の者に出席を求めることができる。
- 9 会長は、第7項の規定にかかわらず、前条（5）若しくは（6）又は軽易な事案については書面により協議等を行うことができる。

（幹事会）

第4条 協議会の所掌事務について、連絡調整、事前協議等を行うため、協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2に掲げる者をもって構成する。
- 3 幹事会に幹事長及び副幹事長を置く。
- 4 幹事長は、東京都総務局総合防災部長をもって充てる。
- 5 幹事長は幹事会を代表し、会務を総理する。
- 6 副幹事長は、八丈町副町長をもって充てる。
- 7 副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときはその職務を代理する。
- 8 幹事会は幹事長が必要に応じ招集し、議事は幹事長が主宰する。

9 幹事長は、必要があると認めるときは、別表2に掲げる者以外の者に出席を求めることができる。

(検討部会)

第5条 幹事会は、協議会の所掌事務の詳細検討のため、その検討内容に深く関与する機関実務者等による検討部会を置くことができる。

(協議結果の尊重義務)

第6条 協議会において協議が整った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第7条 協議会及び幹事会の事務処理のため、事務局を東京都総務局総合防災部に置く。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

2 この規約に定めるもののほか、幹事会の運営及び検討部会の設置に関し必要な事項は、幹事長が幹事会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成28年4月22日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年5月 日 から施行する。

別表1（第3条関係）

| 区分※ | 職名（氏名） |
|----------------|--|
| 第1号 | 東京都知事 |
| | 八丈町長 |
| 第2号 | 気象庁地震火山部火山課火山対策官 |
| | 東京管区気象台長 |
| 第3号 | 関東地方整備局長 |
| 第4号 | 陸上自衛隊第1師団長 |
| 第5号 | 警視總監 |
| 第6号 | 八丈町消防本部消防長 |
| 第7号 | 元東京農工大学大学院教授 石川 芳治 |
| | 防災情報機構特定非営利活動法人会長 伊藤 和明 |
| | 国立研究開発法人産業技術総合研究所地質調査総合センター主任研究員 川邊 禎久 |
| | 東京都防災顧問（火山）（元東京大学地震研究所助教授） 笹井 洋一 |
| | 東京都防災顧問（火山）（東京大学名誉教授） 藤井 敏嗣 |
| | 東京都防災専門員（主任）（東京大学名誉教授） 渡辺 秀文 |
| 第8号 | 東京都副知事 |
| | 東京都教育委員会教育長 |
| | 東京都総務局長 |
| | 東京都危機管理監 |
| | 東京都環境局長 |
| | 東京都福祉保健局長 |
| | 東京都産業労働局長 |
| | 東京都建設局長 |
| | 東京都港湾局長 |
| | 東京都交通局長 |
| | 東京消防庁消防總監 |
| | 関東地方測量部長 |
| | 第三管区海上保安本部長 |
| | 関東地方環境事務所長 |
| | 海上自衛隊横須賀地方總監部防衛部長 |
| | 航空自衛隊作戦システム運用隊司令 |
| | 一般社団法人八丈島観光協会代表理事 |
| | 東海汽船株式会社総務部長 |
| 一般社団法人東京バス協会会長 | |

※ 活動火山対策特別措置法第4条第2項中該当する号

別表2（第4条関係）

| 区分 | 職名（氏名） |
|-------|--|
| 東京都 | 東京都総務局多摩島しょ振興担当部長 |
| | 東京都総務局総合防災部長 |
| | 東京都総務局防災計画担当部長 |
| | 東京都総務局八丈支庁長 |
| | 東京都環境局緑施策推進担当部長 |
| | 東京都福祉保健局総務部長 |
| | 東京都産業労働局農林水産部長 |
| | 東京都建設局道路保全担当部長 |
| | 東京都建設局河川部長 |
| | 東京都港湾局総務部長 |
| | 東京都港湾局離島港湾部長 |
| | 東京消防庁防災部長 |
| | 東京都交通局安全管理担当部長 |
| | 東京都教育庁総務部長 |
| | 警視庁警備部災害対策課長 |
| | 警視庁第一方面本部副本部長 |
| 八丈町 | 八丈町副町長 |
| | 八丈町消防本部消防長 |
| 国 | 気象庁地震火山部火山課火山監視・警報センター所長 |
| | 東京管区气象台気象防災部地震津波火山防災情報調整官 |
| | 関東地方整備局企画部防災対策技術分析官 |
| | 関東地方測量部次長 |
| | 第三管区海上保安本部警備救難部長 |
| | 関東地方環境事務所統括自然保護企画官 |
| | 陸上自衛隊第1師団司令部第3部長 |
| | 海上自衛隊横須賀地方総監部防衛部第3幕僚室長 |
| | 航空自衛隊作戦システム運用隊企画部長 |
| 火山専門家 | 元東京農工大学大学院教授 石川 芳治 |
| | 防災情報機構特定非営利活動法人会長 伊藤 和明 |
| | 国立研究開発法人産業技術総合研究所地質調査総合センター 主任研究員 川邊 禎久 |
| | 東京都防災顧問（火山）（元東京大学地震研究所助教授） 笹井 洋一 |
| | 東京都防災顧問（火山）（東京大学名誉教授） 藤井 敏嗣 |
| | 東京都防災専門員（主任）（東京大学名誉教授） 渡辺 秀文 |
| その他 | 一般社団法人八丈島観光協会代表理事 |
| | 東海汽船株式会社総務部門副部長 |
| | 一般社団法人東京バス協会常務理事 |